

獣医療法第3条に基づく診療施設の開設届

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

開設者住所

開設者氏名又は名称

開設者が獣医師で (ある・ない)

獣医療法第3条の規定により診療施設の開設を下記のとおり届け出ます。

記

- 1 診療施設の名称 :
- 2 開設の場所 :
- 3 診療の業務の種類 : 診療の主たる対象 (産業動物・小動物・その他 ())
専ら往診診療者であるか (ある・ない)
- 4 開設年月日 : 令和 年 月 日
- 5 管理者 (獣医師)
 - (1) 開設者が獣医師で、管理者を兼ねるか (兼ねる・兼ねない)
 - (2) (1)が兼ねない場合 管理者の氏名 :
管理者の住所 :
- 6 診療業務を行う獣医師 (管理者も含む)
 - (1) 氏 名 :
 - (2) 獣医師免許証番号 :
 - (3) 免許証取得年月日 :
- 7 診療施設の構造設備 (エックス線施設関係を含む) の概要及び平面図 : 別紙
- 8 開設者が法人である場合にあっては定款 : (別添・該当なし)
- 9 管理者又は診療業務を行う獣医師が、他の診療施設の管理者を兼務している状況
 - (1) 兼務の有無 : (兼務なし・兼務あり (その者の氏名 :))
 - (2) 兼務施設の施設名 :
 - (3) 兼務施設の所在地 :
 - (4) 兼務施設での管理日時 :